

## 5月は消費者月間です 「守ろうよ、みんなを！」

### 「なくそう！高齢者の消費者被害」

昨年9月に消費者庁が誕生し、消費者ホットラインの開始や各自治体相談窓口の強化など消費者被害を防ぐための取り組みが進められています。

消費者トラブルへの関心の高まりから、市の窓口においても、これまで被害に気づかなかつた人や、どこに相談すればいいのか分からなかつた人たちからの相談が増えてきています。

このような中、消費者被害における高齢者の割合は依然として高く、これらの被害を食い止めるには、地域ぐるみで狙われやすい高齢者などを守ることが大切です。日ごろから、声を掛け合い、変わった様子がないか、お互いに気を配り、消費者被害を未然に防ぎましょう。

- 家に入れない(業者を)
- 一対一にならない(業者と)
- すぐに契約しない
- クーリングオフの活用

これらは、消費者被害にあわないための大切なポイントです。実際の相談例にあわせて説明します。



#### ■相談事例：住宅リフォームの契約

Aさんは高齢者で一人暮らしです。ある日、近所の家で屋根工事をしていた業者から訪問を受け「屋根が古くなり危険です、早く直したほうがいいですよ」と言われました。



Aさんもそのことが気になって、ため、誰にも相談せず50万円の契約を結びました。その翌日には工事が始まり、さらに200万円の工事を持ちかけられ、それも契約してしまいました。どちらの工事も見積書や説明はありませんでした。額が大きく不安になったAさんは親戚の人に相談し、窓口へ来られました。

- 業者を家に入れない
- 一対二で話をしない

近所で工事をしている業者ということ、安心感もあったのでしよう。Aさんは訪問に応じ一対二で話を始めています。このような状態では、心構えや準備も無く一方的に話を聴くことになり、断ることも難しくなってしまう。業者など知らない人が訪ねてきたと

きには、扉を開けずに名前を聞き、そのまま用件を聞くようにしましょう。再訪問してもらうよう伝え、その間に知人に相談し、同席してもらうのも被害にあわない方法のひとつです。

それぞれの地域で、普段から高齢者世帯には気を配り、見慣れぬ来訪者があつた際などは、近所同士が気軽に声掛けができる環境を保つておくことが大切です。

- 契約は、あわてず、よく考えてから

高齢者の消費者被害の多くは、今回のように訪問されてすぐに契約を済ませてしまっています。

契約を急ぐ必要はありません。本当に必要なのか、支払額は妥当なのかなど、じっくり考えてみてください。

どんな契約も、家族か知人に相談してからと決めておくのがいいでしょう。



- クーリングオフ、消費者ホットラインの活用を

クーリングオフ制度は、消費者に契約について考え直す時間を与え、契約解除を認める制度で、成立すれば支払ったお金は全額返金されます。

今回の相談事例では、相手業者がクーリングオフに応じ、無事契約が解除できました。

しかし、すべての商取引に適用されるわけではなく、期限も定められています。契約内容によって期限は異なりますが、契約の日から8日以内と覚えておいてください。

消費者トラブルやクーリングオフの方法などの相談は、「消費者ホットライン(0570・064・370)」をご利用ください。市の窓口や消費生活センターにつながります。

#### 出前講座を

#### 受けてみませんか

市では、消費者被害を未然に防ぐために、出前講座を実施しています。

【対象】市内在住・在勤・在学の30人程度までのグループ

【開催日時】原則として市の休業日を除く午前10時から午後9時まで(調整がつけば、その他の時間帯も可能です。)

【費用】無料(ただし、会場使用料や講座で使用する材料費は、申込者の負担となります。)

【講師】市職員、消費者トラブル啓発活動地域リーダー

【申込先・問い合わせ】開催予定日の2週間前までに、市民生活課市民生活係までお申し込みください。申込書は市ホームページからダウンロードできます。

☎ 22・9638 FAX 22・9641

**伊賀市  
消防本部**

# 救急車の適正利用にご協力ください

**消防本部から救急車の**

**適正利用のお願いです。**

救急出動件数は年々増加しています。中でも、軽いけがや緊急性のない安易な救急要請の増加は、命の危険がある重症傷病者への対応の遅れを招きます。救急車を要請するときは、緊急性があり、救急車以外に搬送手段がないかもう一度考えてみてください。

救急搬送の対象となるのは、災害により生じた事故、また急病により生命に危険を及ぼし、著しく悪化するおそれがある症状を示す疾病者を医療機関などに迅速に搬送するための適当な手段がない場合の事故などです。

**<救急車を要請する主な症状>**

- ・急に倒れた、意識がない
- ・激しい頭痛、胸痛、腹痛など
- ・交通事故による負傷
- ・息苦しそう、息をしていない
- ・けいれんが続くとき
- ・広い範囲のやけどをしたとき

**<次の理由では利用を控えてください。>**

- ・病院に行くと待たされる
- ・どこの病院に行けばよいか分からない
- ・入院、通院のためのタクシー代わり
- ・救急車はタダだから…
- ・緊急性のない軽いけがや病気（手足の擦りきず、風邪、歯痛、酒酔いなど）



緊急性がなく自分で病院に行ける場合は、ほかの交通機関などをご利用ください。

症状から見て緊急性がある場合は、迷わず119番通報してください。診察可能な病院が分からない場合は、救急医療情報センター（☎24-1199）で確認してください。



**【問い合わせ】**

消防救急課  
☎ 24-9116 FAX 24-9111

## ● ● ● ● 窓口封筒に広告を載せませんか ● ● ● ●

**【対象者】**

民間事業者および公共的団体

**【募集する封筒の種類と広告掲載料（1枠）】**

名称	設置期間	作成予定枚数	広告掲載料
A4サイズ	9月から1年程度	30,000枚	30,000円
長3サイズ	9月から1年程度	30,000枚	30,000円

※設置期間は確約するものではなく、封筒がなくなり次第広告を終了します。

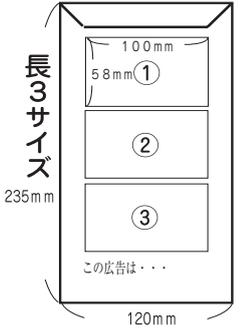
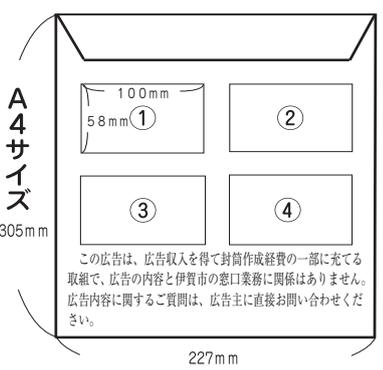
※窓口封筒は本庁住民課、各支所住民福祉課、各地区市民センター（証明書交付を行っている）の窓口へ設置します。来庁者が各種証明書を持ち帰るため、必要に応じて自由にご利用いただくものです。

※広告掲載料には消費税および地方消費税を含みます。

**【掲載場所】** 窓口封筒の裏面

**【募集枠】**

- A4サイズ：4枠
- 長3サイズ：3枠



この広告は、広告収入を得て封筒作成経費の一部に充てる取組で、広告の内容と伊賀市の窓口業務に関係はありません。広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。

この広告は・・・

**【掲載の決定方法】**

申し込まれた広告の内容を審査し、掲載することが適当と認められる申込者の中から、市内に本店・支店・営業所などがある方を優先し、先着順により決定します。

**【広告の規格】**

大きさは縦58mm×横100mm、色はA4サイズ紺色、長3サイズ黒色で、広告主の名称と連絡先を明記したもの（原稿はeps形式の電子データにより作成してください。）

**【申込方法】**

窓口封筒広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次の3点の資料を添付し、申込締切日までに本庁住民課へ持参により提出してください。郵送、FAX、Eメールなどでの提出は不可とします。なお、申込書は本庁住民課に用意しているほか、市ホームページ（http://www.city.iga.lg.jp/）からダウンロードできます。

- ① 広告の原稿を紙に印刷したもの、またはその形状および内容を示す書類
- ② 事業者の事業の概要が分かる書類
- ③ 伊賀市の市税完納証明書（申込日前3カ月以内の証明日のものに限る）

**【申込期間】** 5月17日（月）～6月18日（金）

※募集に関する詳細については、「伊賀市窓口封筒広告掲載募集要項」をご確認ください。

また、事業者の業種などによっては、広告を掲載できない場合がありますので、「伊賀市広告掲載要綱」および「伊賀市広告掲載基準」をご確認ください。

**【問い合わせ】** 住民課

☎ 22-9645 FAX 22-9643